

令和7年3月定例会 教育長報告

◆ 3月の主な活動

- 1 日 しずおか教師塾第16期卒塾式（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 2 日 第62回静岡県子ども会連合会大会（市民文化会館）〔教育長〕
- 4 日 まんが徳川家康 贈呈式（清水岡小学校）〔教育長〕
静清信用金庫ポスター展表彰式（静清信用金庫本店）〔教育長〕
- 10日 教育委員会臨時会・協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 13日 社会教育委員会議（清水庁舎）〔教育長〕
- 16日 第12回親守詩静岡県大会（日本平ホテル）〔教育長〕
- 24日 黄色い横断バッグ贈呈式（静岡庁舎）〔教育長〕
- 25日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 26日 黄色い横断バッグ贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕

◆ 4月の主な予定

- 1 日 令和7年度新規採用教職員辞令伝達式（清水庁舎）〔教育長〕
- 3 日 交通安全グッズ 贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 14日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第63号

規2-(2)

**静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための
附属機関に関する細目を定める規則の制定について**

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則を次のように定める。

令和7年3月25日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立の高等学校の在り方に関する検討を行うにあたり、学識経験を有する者、学校経営に関し優れた識見を有する者の意見を広く聴取するための附属機関の設置が必要とされるため、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき制定するものである。

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

2 制定改廃の趣旨・理由

時代の潮流（新しい学びへの対応、市立2高校を取り巻く諸環境の変化等）を受け、産学官民の力で市立2高校の特色化・魅力化を推し進めるために、令和5年度の1年間に限り、静岡市立の高等学校特色化・魅力化検討委員会（附属機関）を設置した。

これにより、特色化・魅力化の大枠となる、スクール・ミッションの再定義とスクール・ポリシーの策定を行った。

令和6年度においては、スクール・ミッション及びスクール・ポリシーを要とし、特色魅力ある学校づくりを推進してきたが、その一方で、新たな課題（中3人口の急激な減少・市立2高校の志願状況における課題）が顕在化した。令和6年9月に本市が発表した静岡市の人口推計によると、20年後には市内中学3年生の人口は現在より約4割減少する。また、市立2高校の志願状況もここ数年、定員割れもしくはそれに近い状況となっている。

これらの新たな課題に対応するためには、抜本的な改革による県立高校との差別化（市立でしかない学校づくり）が急務であり、教育基盤（学校規模・配置や人員等）の視点も加えた議論による再整理を行う必要がある。その準備には、先行事例から最短で5年程度の時間がかかると思込まれるため、1年以内に、次代に必要な資質の向上及び能力の育成並びに高等学校の枠組みを越えた教育課程の編成（カリキュラムマネジメント）に関し専門的な識見を有する者からの意見聴取を行い、集約された意見をもとに、市立2高校の在り方に関する方向性を決定する予定である。

このことから、学識経験を有する者、及び学校経営に関し優れた識見を有する者の意見を広く聴取するための附属機関の設置が必要とされるため、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき制定するものである。

3 制定改廃の概要

- (1) 静岡市立の高等学校の在り方に関する検討を行うにあたり、臨時的事務を処理するための附属機関を設置することとした。（第1条関係）

- (2) 附属機関の名称を「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」と称することとした。(第2条関係)
- (3) 所掌事務を①静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次代に必要な資質の向上及び能力の育成並びに高等学校の枠組みを越えた教育課程の編成について調査審議すること ②静岡市立の高等学校の在り方について教育委員会に意見を述べること、とした。(第3条関係)
- (4) 附属機関の委員を①学識経験を有する者、②学校経営に関し優れた識見を有する者 から構成することとした。(第4条関係)
- (5) 委員の任期等を委嘱の日から令和8年3月31日までと定めることとした。(第5条関係)
- (6) 委員長を定めることとした。(第6条関係)
- (7) 会議を定めることとした。(第7条関係)
- (8) この規則は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市附属機関設置条例第2条第4項

6 法的に検討した事項

- ・ 静岡市附属機関設置条例との整合

7 その他特記事項

- (1) 令和7年度予算 教育委員会事務経費(経常)より流用予定 (報酬 460千円、費用弁償 約200千円)。※財政課による承諾済
- (2) 高等学校改革推進事業は、第3期教育振興基本計画(第4章第1節施策6)に位置づけられている。
- (3) 本附属機関においては、次代に必要な資質の向上及び能力の育成や高等学校の枠組みを超えた教育課程の編成に関し、意見聴取を行うものであり、高等学校において今後向上が期待される資質及び育成が期待される資質能力並びに高等学校等における教育課程に関する専門的な識見を前提とした調査審議が行われるため、所掌事務に照らし、市民委員の公募は適当ではないと判断した。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立の高等学校の在り方検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次代に必要となる資質の向上及び能力の育成並びに高等学校の枠組みを超えた教育課程の編成について調査審議すること。
- (2) 静岡市立の高等学校の在り方について教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校経営に関し優れた識見を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3/10協議会資料 (一部修正)

静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（仮称）の設置について（教育総務課）

1 趣旨

静岡市の地域特性を生かした特色ある学校として、2050 年までの人口推計を踏まえ、市立2 高校（静岡市立高校と清水桜が丘高校）の在り方について、「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（仮称）」を教育委員会規則に基づく附属機関（設置期間1 年間）として立ち上げ、有識者や学校関係者等の外部の意見を取り入れながら、検討を開始する。

2 志願状況の課題と急激な人口減少について

ここ数年の課題として、志願状況が定員割れもしくはそれに近い状況になっていることがあげられる（表1 参照）。

加えて、2024 年9 月に発表された静岡市人口推計によると、15 歳(中学3 年生)人口は、2024 年3 月末と比較して、2030 年3 月末に約9 %、2040 年3 月末に約34 %、2050 年3 月末には約42 %減少するなど、中長期的な課題も存在する。（表2 参照）

現在2 高校の募集定員は合計14 クラス分（静岡市立高校8 クラス、清水桜が丘高校6 クラス）あるが、仮に人口減少と相似的にクラス減になると考えれば、2 校合わせてのクラス数は段階的に減っていき、2050 年には8 クラス程度になると試算される。

表1 志願倍率の推移

入学年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
市高	普通 (7クラス)	1.27	1.17	1.28	1.19	1.22	1.32	1.21	1.27	1.16	1.22	1.29	1.01	1.02
	科探 (1クラス)	1.20	1.40	1.25	1.13	0.93	1.13	1.25	1.13	1.05	1.35	0.93	0.63	0.53
桜が丘高	普通 (3クラス※)	1.24	1.04	1.31	1.25	1.20	0.89	1.04	1.06	1.21	1.08	1.23	1.04	0.95
	商業 (3クラス)	1.20	1.09	1.28	1.26	1.28	1.16	1.18	1.12	0.88	0.86	1.10	0.83	1.03

【注】志願倍率1.05以下を網掛け（定員割れもしくはそれに近い状況）

※ 桜が丘高校普通科のクラス数は、2013(H25)～2020(R2)まで4クラス、2021(R3)～3クラス

表2

15歳人口の推計	15歳人口	2024.3の人数 に対する割合
2024年3月末 (2024年度入学)	5,725人	(100)
2030年3月末 (2030年度入学)	5,211人	(91.0)
2040年3月末 (2040年度入学)	3,782人	(66.1)
2050年3月末 (2050年度入学)	3,325人	(58.1)

【出典】
静岡市の人口統計、静岡
市人口推計（2024.9）

3 設置の経緯、概要、スケジュール等

【別紙】「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会」 のとおり

4 設置期間を1年（規則による設置）とする理由

準備には、先行事例から最短で5年程度の時間がかかると見込まれるため、1年以内に、検討委員会から提案を受け、2高校の在り方についての方向性を決定する必要がある。

5 今後の日程

- ・ 3月25日（火）の教育委員会定例会にて、「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（仮称）」を設置する教育委員会規則を諮る。
- ・ 3月28日（金）の市長定例記者会見にて、「静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（仮称）」を設置して検討を始めることを発表する。
- ・ 4月下旬に第1回検討委員会 開催予定

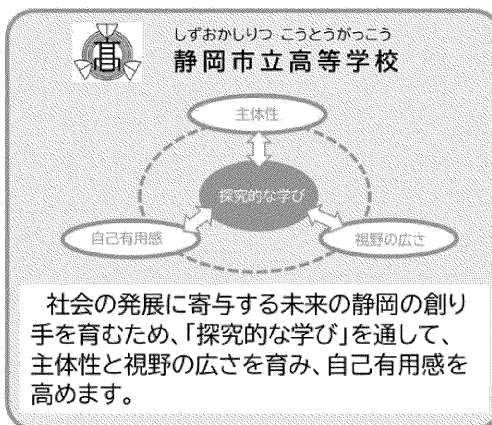
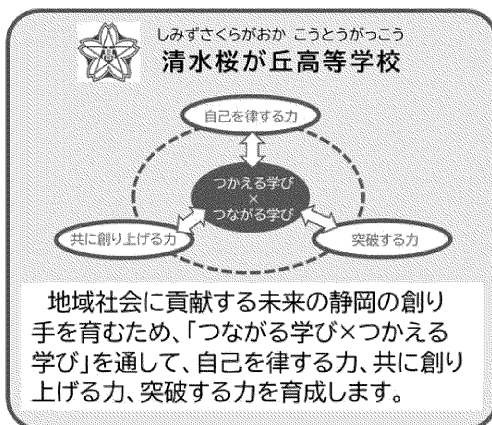
1 背景・設置の経緯

【特色化・魅力化委員会（令和5年度）】

時代の潮流（新しい学びへの対応、2高校を取り巻く諸環境の変化等）を受け、産学官民の力で2高校の特色化・魅力化を推し進めるために設置。

特色化・魅力化の大枠として、スクール・ミッションの再定義とスクール・ポリシーを策定。

未来の静岡の創り手を育む 静岡市立の高等学校 スクール・ミッション



【2校における特色化・魅力化の実践（令和6年度）】

2高校は、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを要として、特色ある、魅力ある学校づくりを推進

一方で、令和6年に以下の課題が顕在化

- ①静岡市の人口推計（R6.9発表）では、20年後には、市内中学3年生の人口は約4割減
- ②静岡市立の高等学校の志願状況の課題

上記課題に対応するためには、これまでの延長線上で考えるのではなく、抜本的な改革による、県立高校との差別化（市立でしかない学校）が必要

そのために、「教育基盤」の視点も加えた議論による再整理が必要

（注）教育基盤とは、学校規模・配置、施設、人員等を意味する
（静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画から引用）

2 検討委員会の概要

2050年の人口推計を見据えた視点で、市立高校2校の在り方について検討し、静岡市に提案する。

【検討する事項】

- (1) スクール・ミッションおよびスクール・ポリシーに基づく魅力ある学校づくりの推進状況についての意見
- (2) 従来の高等学校という既存の枠組みに囚われない、新しい学校（高校）の姿
- (3) 新しい学校（高校）の規模

【検討委員の構成】

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 学校経営に関し優れた知見を有する者
 - (3) ~~地域経済に関し優れた知見を有する者~~
 - (4) ~~静岡市立2高校の同窓会等を代表する者~~
- から構成される。その他、オブザーバーとして静岡市立の2高校の校長等を含める予定

【設置期間・回数】

◆設置期間

2025年(令和7年)4月
～2026年(令和8年)3月の1年間

◆実施時期・回数

5回実施予定（各回2時間程度）
4月 6月 9月 11月 1月（予定）

3 スケジュール(案)

回	時期	内容
第1回	4月下旬	①委員委嘱 ②検討委員会の概要説明 ③会長・副会長の選出 ④共有【特色化魅力化検討委員会で検討された事項】 ⑤共有【静岡市立の高等学校の概要】 ⑥共有【魅力ある学校づくり推進の状況】 ⑦共有【高等学校を取り巻く環境（人口減少、志願倍率等）】 ⑧議事【④～⑦等を受けての簡単な意見交換】 ⑨事務連絡（次回以降の検討事項等）
第2回	6月中旬	①議事【魅力ある学校づくり推進の検証】 ②共有【新しい学校の姿と考えられる類型を提示】 ③議題【「新しい学校の姿」についての協議（その1）】
第3回	9月中旬	①議事【「新しい学校の姿」についての協議（その2）】 ②議事【新しい学校の規模の協議（その1）】
第4回	11月上旬	意見集約の素案についての協議 「魅力ある学校づくり推進の検証」、「新しい学校の姿について」、 「新しい学校の規模について」
第5回	1月下旬	意見集約についての協議

4 静岡市立の高等学校の在り方に係る庁内プロジェクトチームの概要

【目的】

静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（仮称）
の議論をサポートするための庁内組織

- とともに、市としての考えを検討するための組織
- (1) 資料やデータの準備
 - (2) 在り方検討委員会に提示する事務局案の検討
 - (3) 具体的な施策の実現可能性の検証
 - (4) 意見集約案の検討

【構成員】

教育局	◎教育局次長（リーダー） 教育総務課 学校教育課（中高一貫、中学校との連携案） 教育センター（事例研究・調査） 市立2高校の事務室
総合政策局	企画課 DX推進課（DX人材育成、DX環境整備の視点）
経済局（案）	産業政策課 （市のリソースを活かすという視点）

【開催計画】

「在り方検討委員会」の
前後に開催する

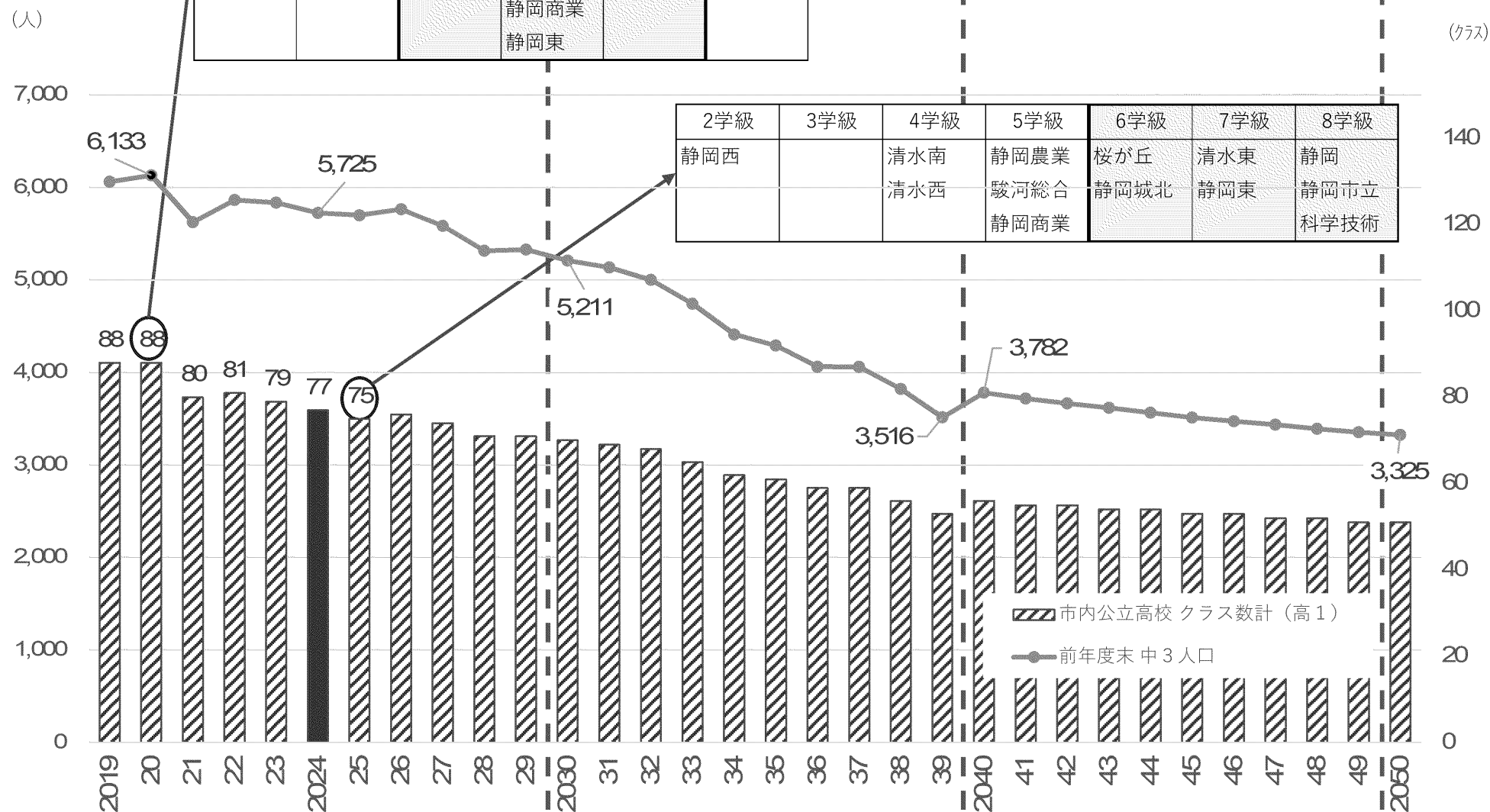
4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級
清水南	静岡西	清水西 静岡農業	清水東 桜が丘 静岡城北 駿河総合 静岡商業 静岡東	静岡 静岡市立	科学技術

【15歳人口】

2019～2023年は静岡市の人口統計 前年度末時点の15歳人口
 2024年以降は、静岡市人口推計（2024.9）の前年度末時点の15歳人口

【市内公立高校のクラス数】

2019～2025年度は、実績値。



議案第 64 号

静岡市教育委員会事務専決規則の改正について

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 7 年度組織機構改正に伴う所要の改正を行うため。

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

令和7年度組織機構改正に伴い、所要の改正を行うものである。

3 制定改廃の概要

- （1）別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中「教育調整監」を「学校づくり推進監」に、別表第2 個別専決事項中「教育施設課に関する事項」を「教育資産管理課に関する事項」に改める（第4条関係）。

4 施行期日

令和7年4月1日（令和7年4月1日適用）

5 関係法令、条例等

なし

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「				
2 教育調整監、理事及び参与の所管事務を決定すること。		○		を
」				
「				
2 学校づくり推進監、理事及び参与の所管事務を決定すること。		○		に、
」				
「				
6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長	局次長、教育調整監、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員	を
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局次長	教育調整監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	
」				
「				
6 市内の出張を命令し、又は復命	局長	局次長、学	課長及び担	

を受けること。		校づくり推進監、理事及び参与	当課長その他の所属職員	に、
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局次長	学校づくり推進監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	局次長	教育調整監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	を
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	局次長	教育調整監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	局次長	学校づくり推進監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	に
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	局次長	学校づくり推進監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員	

改める。

別表第2個別専決事項中教育施設課に関する事項を教育資産管理課に関する事項とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）新旧対照表

改正前	改正後
別表（第4条関係） 1 共通専決事項（専決者欄の説明及び○印は、その専決事項の範囲を示す。） （1） 一般に関する事項 （略） （2） 人事に関する事項 【別記1 参照】 2 個別専決事項（専決者欄の説明及び○印は、その専決事項の範囲を示す。） 教育総務課に関する事項 （略） 教職員課に関する事項 （略） 教育施設課に関する事項 （略） 学校教育課に関する事項 （略） 児童生徒支援課に関する事項 （略） 学校給食課に関する事項 （略） _____	別表（第4条関係） 1 共通専決事項（専決者欄の説明及び○印は、その専決事項の範囲を示す。） （1） 一般に関する事項 （略） （2） 人事に関する事項 【別記1 参照】 2 個別専決事項（専決者欄の説明及び○印は、その専決事項の範囲を示す。） 教育総務課に関する事項 （略） 教職員課に関する事項 （略） 教育資産管理課に関する事項 （略） 学校教育課に関する事項 （略） 児童生徒支援課に関する事項 （略） 学校給食課に関する事項 （略） 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【別記1】

改正前

専決事項	専決者	局長	局次長	課長共通
1 社会教育委員、附属機関の委員その他非常勤特別職の職員の任免に関する事。		○ (重要なものを除く。)		
2 教育調整監、理事及び参与の所管事務を決定すること。			○	
3 課等に配属された職員の所属内での配置及び所管事務を決定すること(組織上の職名を任命された職員の所属内での配置を除く。)				○
4 会計年度任用職員の選考(一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。)に関する事。				○
5 会計年度任用職員(任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者(欠員の補充に係るものを除く。)に限る。)の任免及び給料決定に関する事。				○
6 市内の出張を命令し、又は復命を受ける事。	局長		局次長、 <u>教育調整監</u> 、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受ける事。	局次長		<u>教育調整監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
8 時間外勤務を命令し、又は時間外勤務実績の報告を受ける事。				○
9 休暇(職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)及び欠勤に関する事。	局次長		<u>教育調整監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。	局次長		<u>教育調整監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
11 所属職員に対し、立入検査証等の勤務に関する証票を発行すること。				○
12 研修に関する事。			○	

改正後

	専決者	局長	局次長	課長共通
専決事項				
1 社会教育委員、附属機関の委員その他非常勤特別職の職員の任免に関すること。		○ (重要なものを除く。)		
2 <u>学校づくり推進監</u> 、理事及び参与の所管事務を決定すること。			○	
3 課等に配属された職員の所属内での配置及び所管事務を決定すること（組織上の職名を任命された職員の所属内での配置を除く。）。				○
4 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。）に関すること。				○
5 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者（欠員の補充に係るものを除く。）に限る。）の任免及び給料決定に関すること。				○
6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長		局次長、 <u>学校づくり推進監</u> 、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局次長		<u>学校づくり推進監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
8 時間外勤務を命令し、又は時間外勤務実績の報告を受けること。				○
9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	局次長		<u>学校づくり推進監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	局次長		<u>学校づくり推進監</u> 、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
11 所属職員に対し、立入検査証等の勤務に関する証票を発行すること。				○
12 研修に関すること。			○	

議案第 6 5 号

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

地方自治法第 1 8 0 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、補助執行していた事務の一部を規則から削除すること、及び組織機構改正に伴い、補助執行者名等の変更することから、所要の改正を行うものである。

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させるため、事務の名称や補助執行職員等を定めている。

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定の制定により、現在、市長部局が補助執行をしている事務の一部が、市長が権限を行使する事務になるため、所要の改正を行う。

また、組織機構改正に伴い、「子ども未来局」が「こども未来局」に、「青少年育成課」が「こども若者応援課」になるため、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 「子ども未来局」を「こども未来局」に改める（第2条関係）。
- (2) 「子ども未来局長」を「こども未来局長」に、「子ども未来局次長」を「こども未来局次長」に、「青少年育成課」を「こども若者応援課」に改める（第2条関係）。
- (3) 第2条表中、2から10まで、13から14まで及び、18の事務及び補助執行職員を削除する（第2条関係）。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方自治法第180条の7
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (3) 静岡市教育委員会公印規則

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

協 議 書

静岡市教育委員会（以下「甲」という。）と静岡市長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく協議により、次のとおり、甲がその権限に属する事務の一部を、乙の補助機関たる職員をして補助執行させることについて合意した。

1 補助執行させる事務の名称及び乙の職員

次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、こども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校体育施設等の利用に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
3 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
4 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	
6 教育支援センターの管理に関する事。	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

2 事務の専決

事務の専決は、静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の規定を準用して処理するものとする。

3 施行日

令和7年4月1日

4 旧協議書の失効

この協議書の締結の日前に、甲・乙間において締結した地方自治法第180条の7の規定に基づく協議により締結した協議書は、この協議書の施行の日によりその効力を失う。

5 定めのない事項等の処理

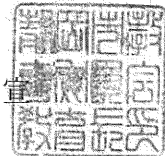
この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協議の合意を証するため本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

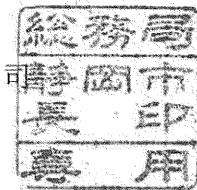
令和7年3月13日

静岡市教育委員会

甲 教育長 赤堀文宣



乙 静岡市長 難波喬司



静岡市教育委員会規則第 号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、子ども未来局及び」を「、こども未来局及び」に改め、同条の表を次のように改める。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校体育施設等の利用に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
3 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
4 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	
6 教育支援センターの管理に関する事。	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）新旧対照表

改正前	改正後
（補助執行） 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、<u>子ども未来局</u>及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。 表（第2条関係） 【別記1 参照】 _____	（補助執行） 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、<u>こども未来局</u>及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員（以下これらを「補助執行職員」という。）に補助執行させる。 表（第2条関係） 【別記1 参照】 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

改正前

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関すること。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 文化財に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化財課の職員
3 文化財保護審議会に関すること。	
4 登呂博物館に関すること。	
5 登呂博物館協議会に関すること。	
6 史跡小島陣屋跡整備委員会及び史跡片山廃寺跡整備委員会に関すること。	
7 芹沢銈介美術館に関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及び文化振興課の職員
8 芹沢銈介美術館協議会に関すること。	
9 スポーツ及びレクリエーションに関すること。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
10 スポーツ施設の管理（19に掲げるものを除く。）に関すること。	
11 学校体育施設等の利用に関すること。	
12 特別支援教育センター体育施設の利用に関すること。	
13 スポーツ推進委員に関すること。	
14 スポーツ推進審議会に関すること。	
15 青少年研修センターに関すること。	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
16 児童・生徒の教育相談に関すること。	
17 教育支援センターの管理に関すること。	
18 スポーツ施設の利用許可に関すること。	区長、副区長及び地域総務課の職員
19 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
20 1 から19までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

改正後（案）

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事 施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
2 学校体育施設等の利用に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
3 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	_____
_____	_____
_____	_____
4 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	者応援課の職員
6 教育支援センターの管理に関する事。	_____
_____	_____
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
8 1 から 7 までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

事 務 連 絡

令和4年9月15日

各府省庁ご担当 各位

内閣官房副長官補付
こども家庭庁設立準備室

「こども」表記の推奨について（依頼）

本年6月に「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」及び「こども基本法（令和4年法律第77号）」が成立・公布され、「こども家庭庁」の来年4月の創設が決まるとともに、こども施策の基本理念が定まりました。

当室では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨しており、各府省庁からの文書協議に際しても、「子供」や「子ども」を「こども」とする意見を出させていただいているところです。

行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定するものをいう。）及び法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定するものをいう。）における「こども」表記について、今般、当室において別添のとおり、その判断基準を整理しました。今後は、こども基本法の基本理念を踏まえ、別添の判断基準を参考に、「こども」表記の使用について適切にご判断いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

内閣官房副長官補付

こども家庭庁設立準備室 総括班

岩崎、笹目、鈴木

電 話：(03) 6550-9271

E-mail：rintaro.iwasaki.n5b@cas.go.jp

katsuhiko.sasame.b7z@cas.go.jp

yuka.suzuki.e3w@cas.go.jp

(別添)

「こども」表記の判断基準について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。

これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

記

（１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（２）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定））

議案第 6 6 号

静岡市教育委員会公印規則の一部改正について

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正しようとする規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 (1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十三条の規定により、事務の一部を令和 7 年度から市長部局にて管理し、及び執行するため。
(2) 令和 5 年度末をもって、中藁科小学校、中藁科小学校小布杉分校、水見色小学校及び清沢小学校が統合したため。

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

（１）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十三条の規定により下記の事務を令和7年度から市長部局にて管理し、及び執行するため。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十三条）

号	対象事務	移管先
一号	博物館（登呂博物館、芹沢銈介美術館）	文化財課、文化振興課
	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	環境共生課
二号	スポーツ（学校における体育に関するものを除く）	スポーツ振興課
三号	文化（文化財の保護に関するものを除く）	文化振興課
四号	文化財の保護	文化財課

（２）令和5年度末をもって、中藁科小学校、中藁科小学校小布杉分校、水見色小学校及び清沢小学校が統合したため。

3 制定改廃の概要

（１）別表第1中「文化財保護審議会会長印」、「登呂博物館協議会会長印」、「芹沢銈介美術館協議会会長印」、「スポーツ推進審議会会長印」、「自然の家運営協議会会長印」を削除することとした。（第4条関係）

（２）別表第1及び別表第2中「学校長印」の個数を129から126に変更することとした。（第4条関係）

（３）この規則は、令和7年4月1日から施行することとした。

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

（１）静岡市博物館条例（平成15年4月1日条例第275号）第11条

- (2) 静岡市自然の家条例（平成15年4月1日条例第278号）第17条
- (3) 静岡市自然の家条例施行規則（平成15年4月1日教育委員会規則第54号）第13条
- (4) 静岡市附属機関設置条例（平成30年3月20日条例第17号）別表第1（第2条から第6条まで関係）の2
- (5) 静岡市文化財保護条例（平成15年4月1日条例第281号）第44条～48条
- (6) 静岡市文化財保護条例施行規則（平成15年4月1日教育委員会規則第57号）第12条
- (7) 静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）別表（第2条関係）

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	129	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

を

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	126	各校長
------	---	-----	-----	-----	-----	-----

に、

」

「

社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長
文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長
登呂博物館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	登呂博物館長
芹沢銈介美術館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	芹沢銈介美術館長
スポーツ推進審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局スポーツ振興課長
自然の家運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長

を

」

社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長	に
---------	---	-----	-----	-----	---	--------	---

改める。

別表第2の1専用公印の表中

学校長印	4	てん書	正方形	方30	129	各校長	卒業証書、修了証書、 賞状、表彰状及び感謝 状用	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------	---

学校長印	4	てん書	正方形	方30	126	各校長	卒業証書、修了証書、 賞状、表彰状及び感謝 状用	に
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）新旧対照表

改正前	改正後
【第1条～第7条】（略）	【第1条～第7条】（略）
	附 則 <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>
別表第1（第4条関係） 別記1（改正前）の とおり 別表第2（第4条関係） 別記2（改正前）の とおり	<u>別表第1（第4条関係） 別記1（改正後）の とおり</u> <u>別表第2（第4条関係） 別記2（改正後）の とおり</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記 1】

改正前

名称	ひな形 番号	書体	形状	寸法（ミリメ ートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん 書	正方 形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん 書	正方 形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん 書	正方 形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん 書	正方 形	方18	129	各校長
小学校及び中学校通学区域審 議会委員長印	7	てん 書	正方 形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会 会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん 書	正方 形	方18	1	教育総務課長
文化財保護審議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	観光交流文化局文化財課 長
登呂博物館協議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	登呂博物館長
芹沢銈介美術館協議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	芹沢銈介美術館長
スポーツ推進審議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	観光交流文化局スポーツ 振興課長
自然の家運営協議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	中央図書館長

改正後（案）

名称	ひな形 番号	書体	形状	寸法（ミリメ ートル）	個数	保管者
教育委員会印	1	てん 書	正方 形	方21	1	教育総務課長
教育長印	3	てん 書	正方 形	方20	1	教育総務課長
教職員課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	教職員課長
学校教育課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	学校教育課長
学校給食課長印	4	てん 書	正方 形	方18	1	学校給食課長
学校給食センター所長印	5	てん 書	正方 形	方18	10	各学校給食センター所長
学校長印	6	てん 書	正方 形	方18	126	各校長
小学校及び中学校通学区域審 議会委員長印	7	てん 書	正方 形	方18	1	児童生徒支援課長
学校給食センター運営協議会 会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	学校給食課長
社会教育委員印	8	てん 書	正方 形	方18	1	教育総務課長
図書館協議会会長印	9	てん 書	正方 形	方18	1	中央図書館長

【別記 2】

改正前

名称	ひな形 番号	書体	形状	寸法（ミリ メートル）	個数	保管者	用途
教育委員会 印	1	てん書	正方形	方 30	1	教育総務課 長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会 印	5	てん書	正方形	方 21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に 補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方 21	1	教育総務課 長	教育委員会が教育長に委任 する事務（他の専用公印の用 途に定められたものを除 く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方 21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に 補助執行させる事務のうち、 教育委員会が教育長に委任 する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方 30	1	教育総務課 長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	学校教育課 長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、特別支援学 校の区域外就学、特別支援学 級、通級指導及び幼児言語教 室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	児童生徒支 援課長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、学齢簿、区 域外就学、就学援助及び奨学 金に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	教育センタ ー所長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、後援名義、 教員研修及び教育実践推進 校の指定に関する事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方 30	129	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、 表彰状及び感謝状用

改正後（案）

名称	ひな形 番号	書体	形状	寸法（ミリ メートル）	個数	保管者	用途
教育委員会 印	1	てん書	正方形	方 30	1	教育総務課 長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育委員会 印	5	てん書	正方形	方 21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に 補助執行させる事務用
教育長印	2	てん書	正方形	方 21	1	教育総務課 長	教育委員会が教育長に委任 する事務（他の専用公印の用 途に定められたものを除 く。）用
教育長印	6	てん書	正方形	方 21	1	総務課長	市長の補助機関たる職員に 補助執行させる事務のうち、 教育委員会が教育長に委任 する事務用
教育長印	3	てん書	正方形	方 30	1	教育総務課 長	賞状、表彰状及び感謝状用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	学校教育課 長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、特別支援学 校の区域外就学、特別支援学 級、通級指導及び幼児言語教 室に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	児童生徒支 援課長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、学齢簿、区 域外就学、就学援助及び奨学 金に関する事務用
教育長印	7	てん書	正方形	方 21	1	教育センタ ー所長	教育委員会が教育長に委任 する事務のうち、後援名義、 教員研修及び教育実践推進 校の指定に関する事務用
学校長印	4	てん書	正方形	方 30	126	各校長	卒業証書、修了証書、賞状、 表彰状及び感謝状用

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員の給与に関する条例の改正及び組織改正に伴い、本規則で定める高等学校の教育職員の管理職員特別勤務手当の規定等について、所要の改正を行う。

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年度人事委員会勧告に沿って静岡市職員の給与に関する条例が改正されたことに伴い、同条例において本規則に委任する事項について所要の改正を行うもの。

なお、改正にあたっては、人事院規則9-93（管理職員特別勤務手当）の改正内容に準拠した。

また、令和7年度組織改正に伴い所要の改正を行うものである。

加えて、令和5年静岡市教育委員会規則第6号によって、生じた本規則における条項ずれの修正を行い、及び規定の整理を行うものである。

3 制定改廃の概要

（1）教育職員等の管理職手当の支給月額の特例の規定について、一般職の規定（静岡市職員の管理職手当に関する規則）に準じて改正を行う。（第3条関係）。

（2）静岡市職員の給与に関する条例の改正によって、平日深夜勤務の時間帯が「午前0時から午後5時まで」が「午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改正された（給与条例第26条）。管理職員特別勤務手当の額は、引き続いて勤務する時間が6時間を超える場合には当該手当が1.5倍の特例率の定めが置かれているところ（改正前の給与条例第26条第3条第1号）、条例改正前においては、週休日等に引き続いて平日勤務を行う場合（①）には6時間を超えるが、平日勤務に引き続いて週休日等に勤務する場合（②）がないため、当該特例率の規定はなかった。

条例改正によって、平日深夜勤務の時間帯が拡大されたことによって、平日勤務に引き続いて週休日等に勤務する場合（②）についても6時間を超える場合が生じることとなったため、（改正後の給与条例第26条第3項）、本規則で引用する条項を整理した。（第4条第3項関係）

（3）平日深夜勤務に引き続き週休日等勤務を行った場合等の併給を禁止するため現在の規定を改めることとした。（第5条第3項関係）

（4）令和7年度組織改正に伴い表中の「教育調整監」を「学校づくり推進監」に改めた。

(別表第 1 関係)

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市職員の給与に関する条例
- (2) 静岡市教育職員の給与に関する条例

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは第3項」及び「若しくは別表第2」を削り、「前条第4項」を「第3項の規定」に改める。

第4条第3項中「第26条第3項第1号」を「第26条第3項」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、給与条例第26条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

（1）給与条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

（2）給与条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

別表第1中

「

	教育調整監	106,400 円	を
--	-------	-----------	---

」

「

	学校づくり推進監	106,400 円	に
--	----------	-----------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 15 年静岡市教育委員会規則第 28 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 第 3 条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第 1 項若しくは第 3 項の規定によりその者に適用される別表第 1 若しくは別表第 2 に定める支給月額又は前条第 2 項若しくは前条第 4 項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に 100 分の 30 を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。 第 4 条 （略） 2 （略） 3 条例第 14 条において読み替えて準用する給与条例第 26 条第 3 項第 1 号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。 第 5 条 （略） 2 （略） 3 給与条例第 26 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の	○静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則 第 3 条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定によりその者に適用される別表第 1 に定める支給月額又は前条第 2 項若しくは前条第 3 項の規定により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に 100 分の 30 を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。 第 4 条 （略） 2 （略） 3 条例第 14 条において読み替えて準用する給与条例第 26 条第 3 項の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。 第 5 条 （略） 2 （略） 3 次に掲げる場合には、給与条例第 26 条第 2 項の規定による管理

勤務をした管理職手当受給者には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。 新設	職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 一 給与条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 二 給与条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合 附 則 (施行期日) この規則は、令和7年4月1日から施行する。
---	--

【別記 1】

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

所属	職名	支給月額	備考
高等学校	校長	83,000 円	
	副校長	68,800 円	
	教頭	57,300 円	
教育委員会事務局等	局長	131,100 円	行政職給料表の適用を受ける者を除く。
	局次長	110,000 円	
	教育調整監	106,400 円	
	理事	103,200 円	
	参与	92,000 円	
	課長	83,000 円	
	教育センター所長		
	担当課長	78,700 円	
	参事	72,300 円	

改正案

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

所属	職名	支給月額	備考
高等学校	校長	83,000 円	
	副校長	68,800 円	
	教頭	57,300 円	
教育委員会事務局等	局長	131,100 円	行政職給料表の適用を受ける者を除く。
	局次長	110,000 円	
	学校づくり推進監	106,400 円	
	理事	103,200 円	
	参与	92,000 円	
	課長	83,000 円	
	教育センター所長		
	担当課長	78,700 円	
	参事	72,300 円	

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の改正に伴い、本規則で定める小学校及び中学校の教育職員の管理職員特別勤務手当の規定等について、所要の改正を行う。

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則

2 制定改廃の趣旨・理由

令和6年度人事委員会勧告に沿って静岡市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例が改正されたことに伴い、同条例において本規則に委任する事項について所要の改正を行うもの。

なお、改正にあたっては、人事院規則9－93（管理職員特別勤務手当）の改正内容に準拠した。

また、令和5年静岡市教育委員会規則第11号によって、生じた本規則における条項ずれの修正を行い、及び規定の整理を行うものである。

3 制定改廃の概要

- (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の改正によって給料月額の特例（改正前の同条例附則第15項）が削られたことに伴い、本規則における引用する同項の規定を削る。（第2条第2項）
- (2) 教育職員等の管理職手当の支給月額の特例の規定について、一般職の規定（静岡市職員の管理職手当に関する規則）に準じて改正を行う。（第4条関係）。
- (3) 静岡市職員の給与に関する条例の改正によって、平日深夜勤務の時間帯が「午前0時から午後5時まで」が「午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改正された（給与条例第26条）。管理職員特別勤務手当の額は、引き続いて勤務する時間が6時間を超える場合には当該手当が1.5倍の特例率の定めが置かれているところ（改正前の給与条例第26条第3条第1号）、条例改正前においては、週休日等に引き続いて平日勤務を行う場合（①）には6時間を超えるが、平日勤務に引き続いて週休日等に勤務する場合（②）がないため、当該特例率の規定はなかった。

条例改正によって、平日深夜勤務の時間帯が拡大されたことによって、平日勤務に引き続いて週休日等に勤務する場合（②）についても6時間を超える場合が生じることとなったため、（改正後の給与条例第26条第3項）、本規則で引用する条項を整理した。（第6条第3項関係）

- (4) 平日深夜勤務に引き続き週休日等勤務を行った場合等の併給を禁止するため現在の規定を改めることとした。(第7条第3項関係)

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市職員の給与に関する条例
- (2) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育
委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(条例附則第15項の規定の適用を受ける前の給料月額をいう。以下この項に
おいて同じ。)」を削る。

第4条中「若しくは第3項」及び「若しくは別表第3」を削り、「第4項」を「第3項の規定」
に改める。

第6条第3項中「第26条第3項第1号」を「第26条第3項」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、給与条例第26条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給し
ない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成 29 年静岡市教育委員会規則第 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 第 2 条 （略） 2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じ、別表第 1 に定める額（その額が調整前における給料月額（<u>条例附則第 15 項の規定の適用を受ける前の給料月額をいう。以下この項において同じ。</u>）の 100 分の 4.5 を超えるときはその給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。 第 4 条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第 1 項若しくは第 3 項の規定によりその者に適用される別表第 2 若しくは別表第 3 に定める支給月額又は前条第 2 項若しくは第 4 項により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に 100 分の 30 を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。 第 6 条 （略）	○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則 第 2 条 （略） 2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じ、別表第 1 に定める額（その額が調整前における給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときはその給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。 第 4 条 教育委員会は、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮し、特に必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定によりその者に適用される別表第 2 に定める支給月額又は前条第 2 項若しくは第 3 項の規定により算出された育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額にその額に 100 分の 30 を乗じて得た額を超えない範囲で教育委員会が定める額を加算することができる。 第 6 条 （略）

2 (略)

3 条例第 14 条において読み替えて準用する給与条例第 26 条第 3 項第 1 号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 7 条 (略)

2 (略)

3 給与条例第 26 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理職手当受給者には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

新設

2 (略)

3 条例第 14 条において読み替えて準用する給与条例第 26 条第 3 項の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

第 7 条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、給与条例第 26 条第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

一 給与条例第 26 条第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

二 給与条例第 26 条第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正 について

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の改定に伴い、本規則で定める高等学校の教育職員等の義務教育等教員特別手当の規定について、所要の改正を行う。

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

静岡市立の小学校、中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当の月額について、職務の級及び号給に応じて、本教育委員会規則で定めている。

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の改正によって、市立学校に勤務する教育職員の給料表のうち、上位の職務級の初号級近辺を削られたことに伴い、本規則の改正を行う必要がある。

3 制定改廃の概要

小学校中学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の改定に伴い表中の金額を改正する。（別表第1関係）

【給料表の初号給近辺のカットに伴い義務教育等教員特別手当の金額を繰り上げ】

- ・ 小学校中学校教育職給料表

特2級、3級 1～12号給カット

4級 1～16号給カット

- ・ 高等学校等教育職給料表

3級、4級 1～16号給カット

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市職員の給与に関する条例
- （2）静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤	1～4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
務職員以外	5～8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
の職員	9～12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13～16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17～20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21～24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25～28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29～32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33～36	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37～40	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000
	41～44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45～48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49～52	3,300	3,800	6,100	6,800	

	53～56	3, 400	4, 100	6, 300	6, 900	
	57～60	3, 500	4, 300	6, 400	7, 000	
	61～64	3, 600	4, 500	6, 500	7, 100	
	65～68	3, 700	4, 800	6, 700	7, 200	
	69～72	3, 800	4, 900	6, 800	7, 300	
	73～76	3, 900	5, 100	6, 900	7, 400	
	77～80	4, 000	5, 300	6, 900	7, 500	
	81～84	4, 100	5, 400	7, 000	7, 500	
	85～88	4, 100	5, 500	7, 200	7, 600	
	89～92	4, 200	5, 600	7, 200	7, 700	
	93～96	4, 300	5, 800	7, 200	7, 700	
	97～100	4, 400	5, 900	7, 300		
	101～104	4, 400	6, 100			
	105～108	4, 500	6, 200			
	109～112	4, 500	6, 300			
	113～116	4, 600	6, 400			
	117～120	4, 700	6, 500			
	121～124	4, 700	6, 600			
	125～128	4, 800	6, 700			
	129～132		6, 800			
	133～136		6, 900			
	137～140		6, 900			
	141～144		6, 900			
	145～148		7, 100			
	149～152		7, 100			
	153～156		7, 200			
	157～160		7, 300			
	161～164		7, 300			
	165		7, 400			
定年前再任		3, 200	3, 800	4, 500	5, 100	6, 400

用短時間勤 務職員						
--------------	--	--	--	--	--	--

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
定年前再任					
用短時間勤	1～4	2,000	2,500	5,700	7,400
務職員以外	5～8	2,000	2,600	5,900	7,500
の職員	9～12	2,100	2,800	6,000	7,600
	13～16	2,200	2,900	6,100	7,700
	17～20	2,300	3,000	6,300	7,900
	21～24	2,400	3,200	6,400	8,000
	25～28	2,600	3,300	6,600	8,000
	29～32	2,700	3,500	6,800	8,000
	33～36	2,800	3,700	6,900	8,000
	37～40	2,900	3,800	7,000	8,000
	41～44	3,100	4,100	7,100	
	45～48	3,200	4,300	7,200	
	49～52	3,300	4,500	7,300	
	53～56	3,400	4,800	7,400	
	57～60	3,500	4,900	7,500	
	61～64	3,600	5,100	7,500	
	65～68	3,700	5,300	7,600	
	69～72	3,800	5,400	7,700	
	73～76	3,900	5,500		
	77～80	4,000	5,600		
	81～84	4,100	5,800		
	85～88	4,100	5,900		
	89～92	4,200	6,100		

	93～96	4,300	6,200		
	97～100	4,400	6,300		
	101～104	4,400	6,400		
	105～108	4,500	6,500		
	109～112	4,500	6,600		
	113～116	4,600	6,700		
	117～120	4,700	6,800		
	121～124	4,700	6,900		
	125～128	4,800	6,900		
	129～132	4,900	6,900		
	133～136	4,900	7,100		
	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
定年前再任 用短時間勤 務職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 15 年静岡市教育委員会規則第 30 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 別表第 1（第 3 条関係） <u>【別記 1 参照】</u> 別表第 2（第 3 条関係） <u>【別記 2 参照】</u> <u>新設</u>	○静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 別表第 1（第 3 条関係） <u>【別記 1 参照】</u> 別表第 2（第 3 条関係） <u>【別記 2 参照】</u> <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>

【別記 1】

現行

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤	1～4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
務職員以外	5～8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
の職員	9～12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13～16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17～20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21～24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25～28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29～32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33～36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37～40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41～44	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45～48	3,200	3,700	5,600	6,100	8,000
	49～52	3,300	3,800	5,700	6,300	8,000
	53～56	3,400	4,100	5,800	6,400	8,000
	57～60	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61～64	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65～68	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69～72	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73～76	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77～80	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81～84	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85～88	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89～92	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93～96	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97～100	4,400	5,900	7,200	7,600	

	101～104	4,400	6,100	7,200	7,700	
	105～108	4,500	6,200	7,200	7,700	
	109～112	4,500	6,300	7,300		
	113～116	4,600	6,400			
	117～120	4,700	6,500			
	121～124	4,700	6,600			
	125～128	4,800	6,700			
	129～132		6,800			
	133～136		6,900			
	137～140		6,900			
	141～144		6,900			
	145～148		7,100			
	149～152		7,100			
	153～156		7,200			
	157～160		7,300			
	161～164		7,300			
	165		7,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

改正案

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤	1～4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
務職員以外	5～8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
の職員	9～12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13～16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17～20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21～24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000

25～28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
29～32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
33～36	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
37～40	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000
41～44	3,100	3,500	5,800	6,400	
45～48	3,200	3,700	6,000	6,600	
49～52	3,300	3,800	6,100	6,800	
53～56	3,400	4,100	6,300	6,900	
57～60	3,500	4,300	6,400	7,000	
61～64	3,600	4,500	6,500	7,100	
65～68	3,700	4,800	6,700	7,200	
69～72	3,800	4,900	6,800	7,300	
73～76	3,900	5,100	6,900	7,400	
77～80	4,000	5,300	6,900	7,500	
81～84	4,100	5,400	7,000	7,500	
85～88	4,100	5,500	7,200	7,600	
89～92	4,200	5,600	7,200	7,700	
93～96	4,300	5,800	7,200	7,700	
97～100	4,400	5,900	7,300		
101～104	4,400	6,100			
105～108	4,500	6,200			
109～112	4,500	6,300			
113～116	4,600	6,400			
117～120	4,700	6,500			
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,100			

	149～152		7, 100			
	153～156		7, 200			
	157～160		7, 300			
	161～164		7, 300			
	165		7, 400			
定年前再任用短時間勤務職員		3, 200	3, 800	4, 500	5, 100	6, 400

【別記２】

現行

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	１～４	2, 000	2, 500	5, 100	6, 800
	５～８	2, 000	2, 600	5, 200	6, 900
	９～12	2, 100	2, 800	5, 400	7, 100
	13～16	2, 200	2, 900	5, 500	7, 200
	17～20	2, 300	3, 000	5, 700	7, 400
	21～24	2, 400	3, 200	5, 900	7, 500
	25～28	2, 600	3, 300	6, 000	7, 600
	29～32	2, 700	3, 500	6, 100	7, 700
	33～36	2, 800	3, 700	6, 300	7, 900
	37～40	2, 900	3, 800	6, 400	8, 000
	41～44	3, 100	4, 100	6, 600	8, 000
	45～48	3, 200	4, 300	6, 800	8, 000
	49～52	3, 300	4, 500	6, 900	8, 000
	53～56	3, 400	4, 800	7, 000	8, 000
	57～60	3, 500	4, 900	7, 100	
	61～64	3, 600	5, 100	7, 200	
	65～68	3, 700	5, 300	7, 300	
	69～72	3, 800	5, 400	7, 400	

	73～76	3,900	5,500	7,500	
	77～80	4,000	5,600	7,500	
	81～84	4,100	5,800	7,600	
	85～88	4,100	5,900	7,700	
	89～92	4,200	6,100		
	93～96	4,300	6,200		
	97～100	4,400	6,300		
	101～104	4,400	6,400		
	105～108	4,500	6,500		
	109～112	4,500	6,600		
	113～116	4,600	6,700		
	117～120	4,700	6,800		
	121～124	4,700	6,900		
	125～128	4,800	6,900		
	129～132	4,900	6,900		
	133～136	4,900	7,100		
	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	5,100	6,400

改正案

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職員	1 ～ 4	2,000	2,500	5,700	7,400
員以外の職員	5 ～ 8	2,000	2,600	5,900	7,500

9～12	2, 100	2, 800	6, 000	7, 600
13～16	2, 200	2, 900	6, 100	7, 700
17～20	2, 300	3, 000	6, 300	7, 900
21～24	2, 400	3, 200	6, 400	8, 000
25～28	2, 600	3, 300	6, 600	8, 000
29～32	2, 700	3, 500	6, 800	8, 000
33～36	2, 800	3, 700	6, 900	8, 000
37～40	2, 900	3, 800	7, 000	8, 000
41～44	3, 100	4, 100	7, 100	
45～48	3, 200	4, 300	7, 200	
49～52	3, 300	4, 500	7, 300	
53～56	3, 400	4, 800	7, 400	
57～60	3, 500	4, 900	7, 500	
61～64	3, 600	5, 100	7, 500	
65～68	3, 700	5, 300	7, 600	
69～72	3, 800	5, 400	7, 700	
73～76	3, 900	5, 500		
77～80	4, 000	5, 600		
81～84	4, 100	5, 800		
85～88	4, 100	5, 900		
89～92	4, 200	6, 100		
93～96	4, 300	6, 200		
97～100	4, 400	6, 300		
101～104	4, 400	6, 400		
105～108	4, 500	6, 500		
109～112	4, 500	6, 600		
113～116	4, 600	6, 700		
117～120	4, 700	6, 800		
121～124	4, 700	6, 900		
125～128	4, 800	6, 900		
129～132	4, 900	6, 900		

	133～136	4,900	7,100		
	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
定年前再任用 短時間勤務職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正 について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 25 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 へき地教育振興法の一部改正に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

へき地学校等に勤務する教育職員に支給するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の月額を本規則によって定めている。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年12月25日公布）附則第18条によって、へき地教育振興法の一部が改正された。（令和7年4月1日施行）

この改正によって、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当（以下「へき地手当等」という。）の支給すべき対象者に再任用短時間勤務の職員が追加されたことから、所要の改正を行うもの。

なお、へき地教育振興法の改正によって、支給すべき対象者には、再任用短時間勤務の職員に加えて、地方公務員法第22条の5第1項又は第2項の規定により採用された職員に追加されるが、本市においては同職員の採用がないことから（※）、本規則においては再任用短時間勤務の職員のみ追加する。

※地方公務員法第22条の5第1項又は第2項の規定による採用は条例で定めることとしているが、本市では条例の定めはない。

3 制定改廃の概要

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、へき地学校等に勤務する職員の給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給しているが、再任用短時間勤務の職員には扶養手当が支給されていないため、給料月額に支給割合を乗じて得た額を支給する改正を行う。

4 施行期日

令和7年4月1日

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「合計額」の次に「(扶養手当の支給を受けない職員にあつては、給料の月額。次項及び次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成 29 年静岡市教育委員会規則第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則 第 3 条 へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号。以下「法」という。）第 5 条の 2 第 1 項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる級別区分（別表に掲げる種別の区分に応じ同表の級別区分欄に定める級別区分をいう。）に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （１）１級 100 分の 8 （２）２級 100 分の 12 （３）３級 100 分の 16	○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則 第 3 条 へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第 5 条の 2 第 1 項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額<u>（扶養手当の支給を受けない職員にあつては、給料の月額。次項及び次条第 2 項において同じ。）</u>に、次の各号に掲げる級別区分（別表に掲げる種別の区分に応じ同表の級別区分欄に定める級別区分をいう。）に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （１）１級 100 分の 8 （２）２級 100 分の 12 （３）３級 100 分の 16

2 法第5条の2第1項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第4条 （略）

2 前項本文に規定するへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4を、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

新設

2 法第5条の2第1項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第4条 （略）

2 前項本文に規定するへき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4を、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則
（施行期日）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和 5 年度の静岡市立小・中学校の統廃合等に伴い、共同学校事務室に係る
所要の改正をしようとするものである。

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

令和5年度末をもって、中藁科小学校、水見色小学校及び清沢小学校が中藁科小学校に統合したことに伴い、共同学校事務室に係る所要の改正をしようとするものである。

また、学校の名称に誤りがあったため、所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- （1）水見色小学校及び清沢小学校を削る（第61条関係）。
- （2）両河内中学校を清水両河内中学校に改める（第61条関係）。

4 施行期日

公布日

5 関係法令、条例等

なし

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条の2の表中「、水見色小学校」及び「、清沢小学校」を削り、「両河内中学校」を「清水両河内中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○静岡市立小・中学校管理規則 （共同学校事務室） 第61条の2 略 <u>【別記 参照】</u> 新設	○静岡市立小・中学校管理規則 （共同学校事務室） 第61条の2 略 <u>【別記 参照】</u> <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規則は、公布日から施行する。</u>

【別記】

現行

番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	城内中学校
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、水見色小学校、南藁科小学校、清沢小学校、大川小学校、長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	藁科中学校
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	清水第二中学校

清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水穴原小学校、清水両河内小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校	清水興津中学校
改正後（案）	
番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	城内中学校
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、南藁科小学校、大川小学校、長田西小学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	藁科中学校
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜	清水第二中学校

田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	
清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水穴原小学校、清水両河内小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、<u>清水</u>両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校	清水興津中学校

議案 第 67 号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正

①過年度に実施した本規則改正に係る改正漏れの改正（管理職手当）

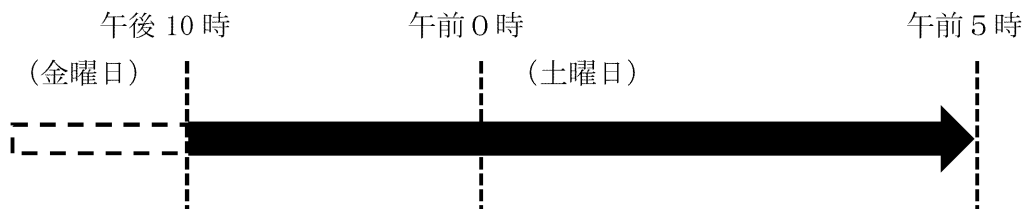
令和 5 年 3 月の定年延長に係る改正を行った際、改正箇所を引用している条文の改正（第 4 項を第 3 項に改正する等）が漏れていた。

②静岡市職員の給与に関する条例の改正に伴う改正（管理職員特別勤務手当）

管理職員特別勤務手当の支給対象とする平日の勤務を、「午前 0 時から午前 5 時まで」から「午後 10 時から翌日の午前 5 時まで」に改正したことに伴う改正を行う。

②の改正によって支給対象の範囲が拡大されたことに伴い、以下のような勤務について、手当が重複しないように所要の規定を設けた。

【金曜日から土曜日にかけて引続いて勤務】



上記の勤務をした場合、勤務をした全ての時間を週休日に勤務をしたものとみなし
⇒週休日等に勤務した場合の管理職員勤務手当を支給する。
⇒金曜日の勤務に係る管理職員特別勤務手当は支給しない。

③令和 7 年度組織機構改正に伴う改正（管理職手当の月額一覧表）

「教育調整監」を「学校づくり推進監」に改める。

議案 第 68 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正

①過年度に実施した本規則改正に係る改正漏れの改正（管理職手当）

※議案第 67 号の①と同じ改正

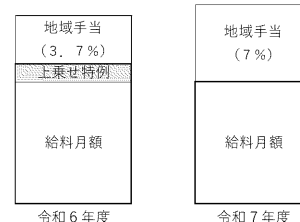
②給与に関する条例の改正に伴う改正（管理職員特別勤務手当）

※議案第 67 号の②と同じ改正

③静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の改正に伴う改正

給料月額に上乗せ支給（1.89%）する給料月額の特例を廃止したことに伴い、当該給料月額の特例の引用箇所を削除する。

【参考】



議案 第69号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正

①高等学校教員、小中学校教員の給料表の改正に伴う改正

早期昇格時等の給与改善を目的に、初号給近辺の号給をカットしたことに伴い、義務教育等教員特別手当の額を定める表について、必要な改正を行う。

【例】主幹教諭（特2級20号給）の場合

小学校中学校教育職給料表 特2級1～12号給カット

	現 行	改正後
給料表	特2級20号給	特2級8号給
義務教育等教員特別手当	4,300円	4,300円

※今回の改正により手当額に変更がないよう改正を行う。

（現 行）一部抜粋

職務の級 号給	特2級
	円
1～4	3,500
5～8	3,700
9～12	3,800
13～16	4,000
17～20	4,300
21～24	4,500
25～28	4,700

（改正後）一部抜粋

職務の級 号給	特2級
	円
1～4	4,000
5～8	4,300
9～12	4,500
13～16	4,700
17～20	4,900
21～24	5,100
25～28	5,300

議案 第70号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正

①小中学校給与条例の改正に伴う改正

再任用職員にへき地手当を支給することとしたが、再任用職員にはへき地手当の算定の基礎に含まれる扶養手当が支給されていないため、算定の基礎から扶養手当を除外する規定を設ける。

$$\text{へき地手当} = (\text{給料月額} + \text{扶養手当}) \times \text{勤務校の支給割合 (8\% \sim 16\%)}$$

議案 第71号

静岡市立小・中学校管理規則の一部改正

①令和6年4月に廃止した「水見色小学校」及び「清沢小学校」を削除する。

②「清水両河内中学校」の表記が、「両河内中学校」となっていることから修正する。

議案第72号

静岡市スポーツ推進委員規則等の廃止について

静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則を次のように定める。

令和7年3月25日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条に基づき、次に掲げる事務を令和7年度から市長部局にて管理し、及び執行するため、関連する教育委員会規則を廃止する。
 - (1) 博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の設置、管理及び廃止に関すること。
 - (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
 - (3) 文化に関すること(文化財の保護に関することを含む。)

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十三条の規定により下記の事務を令和7年度から市長部局にて管理し、及び執行するため。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第二十三条）

号	対象事務	移管先
一号	博物館（登呂博物館、芹沢銈介美術館）	文化財課、文化振興課
	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	環境共生課
二号	スポーツ（学校における体育に関するものを除く）	スポーツ振興課
三号	文化（文化財の保護に関するものを除く）	文化振興課
四号	文化財の保護	文化財課

3 制定改廃の概要

以下の教育委員会規則を廃止する。

- （1）静岡市スポーツ推進委員規則
- （2）静岡市総合運動場条例施行規則
- （3）静岡市体育館条例施行規則
- （4）静岡市城北運動場条例施行規則
- （5）静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則
- （6）静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則
- （7）静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則
- （8）静岡市スポーツ広場条例施行規則
- （9）静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則
- （10）静岡市キャンプ場条例施行規則
- （11）静岡市博物館条例施行規則
- （12）静岡市自然の家条例施行規則
- （13）静岡市文化財保護条例施行規則

- (14) 静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則
- (15) 静岡市清水庵原球場条例施行規則
- (16) 静岡市蒲原プール条例施行規則
- (17) 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則
- (18) 静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則
- (19) 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条
- (2) 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

6 法的に検討した事項

- ・附則の有無を検討したが、手続き等の経過措置は「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の附則で既に規定済みであり、不要であると判断した。

7 その他特記事項

- ・新たに静岡市規則を制定する予定。

静岡市教育委員会規則第 一 号

静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 静岡市スポーツ推進委員規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 1 号）
- (2) 静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 2 号）
- (3) 静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 3 号）
- (4) 静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 4 号）
- (5) 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 5 号）
- (6) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 6 号）
- (7) 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 7 号）
- (8) 静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 8 号）
- (9) 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第 9 号）
- (10) 静岡市キャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第10号）
- (11) 静岡市博物館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第50号）
- (12) 静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）
- (13) 静岡市文化財保護条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第57号）
- (14) 静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成17年静岡市教育委員会規則第10号）
- (15) 静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）
- (16) 静岡市蒲原プール条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第 5 号）
- (17) 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則（平成22年静岡市教育委員会規則第 2 号）

(18) 静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則（平成24年静岡市教育委員会規則第1号）

(19) 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則（平成24年静岡市教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 1 1 号

**専決の報告について（静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する
規程の廃止について）**

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（以下、「規則」という。）第 3 条第 2 号の規定により、静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程を廃止する訓令の公布について専決処分したから報告をする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条の規定により南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家に関する事務を令和 7 年度から市長部局にて管理し、及び執行することから、当該規程を廃止する訓令の公布について専決処分を行ったため。

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程を廃止する訓令

2 制定改廃の趣旨・理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条の規定により南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家に関する事務を令和7年度から市長部局にて管理し、及び執行するため。

3 制定改廃の概要

（1）廃止

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- （1）地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- （2）静岡市自然の家条例
- （3）静岡市自然の家条例施行規則
- （4）静岡市南アルプスユネスコパーク井川自然の家職員住宅管理規則

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

なし

静岡市教育委員会訓令第1号

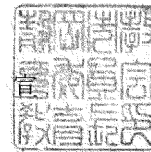
各自然の家

静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程（平成21年静岡市教育委員会訓令第11号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月25日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文



その他⑥

令和7年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

令和7年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果について、次のとおり報告する。

令和7年3月25日提出

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和7年度静岡市立の高等学校の入学者選抜については、「静岡市立の高等学校入学者選抜実施要領」に基づき実施したので、その結果について報告する。

令和7年度静岡市立の高等学校における入学者選抜について

1 日程

選抜の種類	募集期間	検査日程	合格発表
一般選抜 特別選抜	令和7年2月18日～20日正午まで 志願変更：2月26日～27日正午まで	3月5日 3月6日	3月14日
再募集	令和7年3月18日～19日午後2時まで	3月21日	3月25日

一般選抜

- 学校裁量枠 各学校独自の選抜方法により合格者を決定。
- 共通枠 調査書・面接・学力検査の3つの選抜資料を用い、3段階の選抜手順により合格者を決定。

特別選抜

静岡市立高等学校及び清水桜が丘高等学校の普通科では、特別選抜として海外帰国生徒選抜を実施。

海外帰国生徒選抜は次の①、②の両方に該当する生徒を対象とする。

- ① 日本国籍を有し、継続して1年を超える期間、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
- ② 令和4年4月以降に帰国したか、又は令和7年3月までに帰国を予定している者

再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が募集定員に満たない場合は実施する。

2 募集定員

《全日制の課程》

学校名	学科名	学級数	募集定員
静岡市立高等学校	普通科	7	280人
	科学探究科	1	40人
清水桜が丘高等学校	普通科	3	120人
	商業科	3	120人

3 学校裁量枠

学校名	科名	段階	選抜において重視する観点	選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料						参考資料
			審査項目				調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料			
										作文	実技検査	その他	
静岡市立	普通	Ⅰ	体育的活動	8％程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○		
			野球（男）、テニス、陸上競技、剣道、バスケットボール（男）、サッカー（男）、体操における実績、適性、活動意欲										
	科学探究	Ⅰ	学科への適性	10%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○			
			中学校における科学的・数学的な活動実績（課題研究等）及び科学的・数学的な見方に対する関心、活動意欲										
静岡市立 清水桜が丘	普通	Ⅰ	体育的活動	15%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		
			野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲										
		Ⅱ	中学校における学習	30%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○				
			9教科の学習成績										
	商業	Ⅰ	体育的活動	35%程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		
			野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲										
		Ⅱ	中学校における学習	15%程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○				
			9教科の学習成績										

4 令和7年度静岡市立の高等学校入学者選抜の結果一覧

(1) 一般選抜・特別選抜(海外帰国生徒選抜)

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数	総合格者数
静岡市立高等学校	普通	280	286	1.02 昨年(1.01)	海外帰国生徒		若干名	1	1	280 男139 女141
					学校裁量枠	8%	23	44	24	
					共通枠				255	
	科学探究	40	21	0.53 昨年(0.63)	学校裁量枠	10%	4	1	0	20 男 15 女 5
					共通枠				20	
清水桜が丘高等学校	普通	120	114	0.95 昨年(1.04)	海外帰国生徒		若干名	0	0	114 男 61 女 53
					学校裁量枠Ⅰ	15%	18	20	13	
					学校裁量枠Ⅱ	30%	36	85	42	
					共通枠				59	
	商業	120	124	1.03 昨年(0.83)	学校裁量枠Ⅰ	35%	42	49	42	122 男 67 女 55
					学校裁量枠Ⅱ	15%	18	61	19	
					共通枠				61	

※県内公立高等学校全日制の平均志願倍率は1.06倍（令和6年度1.06倍）

(2) 再募集(3/18-19 願書受付、3/21 面接等の実施、3/25 合格発表)

学校名	学科	募集定員	志願者数	志願倍率	選抜段階等	選抜割合	定員	受検者数	合格者数
静岡市立高等学校	科探	20	1						
清水桜が丘高等学校	普通	6	1						